

新	旧
<p>(表紙)</p> <p>伊賀市歴史の風致維持向上計画</p> <hr/> <p>平成31年 3月</p>	<p>(表紙)</p> <p>伊賀市歴史の風致維持向上計画</p> <hr/> <p>平成29年 3月</p>

■新旧対照表

新

(目次)

第2章 伊賀市の維持向上すべき歴史的風致

1. 重層性のある歴史的風致……………66
2. 中心性と地域性の歴史的風致……………67
3. 伊賀市の維持向上すべき歴史的風致……………70
 - (1) 上野天神祭にみる歴史的風致(上野城下町)……………70
 - (2) 芭蕉彫影と俳句文化にみる歴史的風致(上野城下町)……………79
 - (3) 伊賀組組にみる歴史的風致(上野城下町)……………84
 - (4) 城下町の和菓子店にみる歴史的風致(上野城下町)……………87
 - (5) 神戸神社と伊勢神宮とのつながりにみる歴史的風致(神戸地区)……………91
 - (6) 玖留神社の獅子舞にみる歴史的風致(府中地区佐那具宿周辺)……………96
 - (7) 観音提寺の修正堂にみる歴史的風致(鳥ヶ原宿周辺)……………102
 - (8) 講宮神社の秋の例大祭にみる歴史的風致(鳥ヶ原宿周辺)……………106
 - (9) 春日神社長屋敷にみる歴史的風致(いがまる地区)……………109
 - (10) 榎木神社の狐憑祭にみる歴史的風致(大田田平田宿)……………114
 - (11) 伊賀焼にみる歴史的風致(阿山丸柱周辺)……………119
 - (12) 大行神社柳太茶にみる歴史的風致(青山阿保宿周辺)……………123
 - (13) かんこ踊りにみる歴史的風致(鹿村郡)……………128

第3章 伊賀市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 伊賀市のこれまでの取り組み……………135
2. 伊賀市の歴史的風致を取り巻く現状……………140
3. 課題のまとめ……………143
4. 伊賀市の各種計画との関連性……………145
5. 伊賀市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針……………155
6. 計画推進体制……………158

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域の設定の考え方……………159
2. 重点区域の位置及び範囲……………160
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果……………166
4. 良好な景観形成に関する施策との連携……………166

旧

(目次)

第2章 伊賀市の維持向上すべき歴史的風致

1. 重層性のある歴史的風致……………66
2. 中心性と地域性の歴史的風致……………66
3. 伊賀市の維持向上すべき歴史的風致……………70
 - (1) 上野天神祭にみる歴史的風致(上野城下町)……………70
 - (2) 芭蕉彫影と俳句文化にみる歴史的風致(上野城下町)……………79
 - (3) 伊賀組組にみる歴史的風致(上野城下町)……………84
 - (4) 城下町の和菓子店にみる歴史的風致(上野城下町)……………88
 - (5) 神戸神社と伊勢神宮とのつながりにみる歴史的風致(神戸地区)……………92
 - (6) 玖留神社の獅子舞にみる歴史的風致(府中地区佐那具宿周辺)……………97
 - (7) 観音提寺の修正堂にみる歴史的風致(鳥ヶ原宿周辺)……………103
 - (8) 講宮神社の秋の例大祭にみる歴史的風致(鳥ヶ原宿周辺)……………107
 - (9) 春日神社長屋敷にみる歴史的風致(いがまる地区)……………110
 - (10) 榎木神社の狐憑祭にみる歴史的風致(大田田平田宿)……………115
 - (11) 伊賀焼にみる歴史的風致(阿山丸柱周辺)……………120
 - (12) 大行神社柳太茶にみる歴史的風致(青山阿保宿周辺)……………124
 - (13) かんこ踊りにみる歴史的風致(鹿村郡)……………129

第3章 伊賀市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 伊賀市のこれまでの取り組み……………136
2. 伊賀市の歴史的風致を取り巻く現状……………141
3. 課題のまとめ……………144
4. 伊賀市の各種計画との関連性……………146
5. 伊賀市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針……………156
6. 計画推進体制……………159

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域の設定の考え方……………160
2. 重点区域の位置及び範囲……………161
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果……………167
4. 良好な景観形成に関する施策との連携……………167

■新旧対照表

新	旧
(目次)	(目次)
<p>第5章 文化財の保存・活用に関する事項</p> <p>1. 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画……………171</p> <p>2. 文化財の修理（整備含む）に関する方針及び具体的な計画……………172</p> <p>3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画……………173</p> <p>4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画……………174</p> <p>5. 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画……………175</p> <p>6. 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画……………176</p> <p>7. 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画……………178</p> <p>8. 文化財の保存・活用に関する教育委員会の体制の現状と今後の方針……………176</p> <p>9. 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体の状況及び今後の体制の方針と具体的な計画……………177</p>	<p>第5章 文化財の保存・活用に関する事項</p> <p>1. 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画……………172</p> <p>2. 文化財の修理（整備含む）に関する方針及び具体的な計画……………173</p> <p>3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画……………174</p> <p>4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画……………174</p> <p>5. 文化財の防災に関する方針及び具体的な計画……………175</p> <p>6. 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針及び具体的な計画……………176</p> <p>7. 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画……………177</p> <p>8. 文化財の保存・活用に関する教育委員会の体制の現状と今後の方針……………177</p> <p>9. 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体の状況及び今後の体制の方針と具体的な計画……………178</p>
<p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方……………179</p> <p>2. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業……………181</p>	<p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <p>1. 基本的な考え方……………180</p> <p>2. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業……………182</p>
<p>第7章 歴史的風致形成建造物の指定</p> <p>1. 歴史的風致形成建造物の指定方針……………200</p> <p>2. 歴史的風致形成建造物の指定基準……………200</p> <p>3. 歴史的風致形成建造物の指定の対象……………200</p> <p>4. 歴史的風致形成建造物の管理の指針……………201</p> <p>5. 指定された歴史的風致形成建造物……………202</p> <p>6. 歴史的風致形成建造物の指定候補……………205</p>	<p>第7章 歴史的風致形成建造物の指定</p> <p>1. 歴史的風致形成建造物の指定方針……………200</p> <p>2. 歴史的風致形成建造物の指定基準……………200</p> <p>3. 歴史的風致形成建造物の指定の対象……………200</p> <p>4. 歴史的風致形成建造物の管理の指針……………201</p> <p>5. 指定された歴史的風致形成建造物……………202</p> <p>6. 歴史的風致形成建造物の指定候補……………204</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P1)</p> <p>計画の名称：伊賀市歴史的風致維持向上計画 主 体：三重県伊賀市 計画期間：平成28年度(2016)から平成37年度(2025)</p> <p>序章 計画策定の背景</p> <p>1. 計画策定の背景</p> <p>平成16年(2004)11月に1市3町2村が合併し人口10万人の伊賀市が誕生した。伊賀市の始まりは古く、天武天皇9年(680)に伊勢国4郡を削りて成立したとされる。中世から戦国時代には、悪党や個人と呼ばれる在地勢力が台頭し、伊賀者(=忍び)もその中で活躍していったと考えられる。近世に幕府が上野盆地中央部に城下町を作ったのが、現在の市の中心市街地で、当時の地頭を忠実に襲し城下町としての風情が残る。また、大和街道・伊賀街道が城下町中心部を、初瀬街道が市南部を通り、大名の参勤交代や伊勢参詣により人と物資が流通し経済が発展していった。明治時代の近代化で出現した鉄道・自動車や郵便が城下町を参進させることになったが、それらの形跡は市内の至る所で残され、現在も歴史的な風景とともに市民生活に顕著して息づいている。上野盆地にあり62%が雑林、14%が農地、宅地は5%に留まり、低地や台地は少なく丘陵地が多くなっている伊賀市は、このような地理的・歴史的背景から京都・奈良の文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、忍びや非難と呼ばれる松尾芭蕉、横光利一、能楽大成者の團阿弥のふもととして、また、吉田兼好ゆかりの地として広く知られ、歴史文化の薫る地域となっている。さらに、産業別就業人口は、第1次産業が7.5%、第2次産業が38.5%、第3次産業が53.1%となっており、農林業に比べてサービス業が伸張している。</p> <p>中心市街地が城下町に由来することから、旧来は商業が中心で、周辺部は農林業を中心としていたが、産業構造が変化し、少子高齢化の進行という社会構造の変化や、車社会の到来、郊外型大規模店舗の進出などで中心市街地の活気が薄れ、整然としていた城下の町並みが崩れつつある。</p> <p>市町村合併による財政規模縮小の中でも、豊富な歴史資産を活用した観光立市を目指すなど、市ではその方向性を構築している。忍びや松尾芭蕉を観光の目玉に置くが、それら観光資源のある上野公園(上野球場)を中心とする日帰り観光が中心で、旧城下としての中心市街地への観光客の流入が少なく、地場産品の購買機会が十分とはいえない。また、旧城下の小売業も、郊外の大規模店舗に顧客を奪われ、さらに高齢化の波により後継者が減少して、店舗自体を閉めて廃業する店舗も増えた。中心市街地の衰退は、城下町の歴史的资源となっている上野天神祭の継承・存続にも、後継者不足という点で少なからず影響を与えているといえる。</p> <p>「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年5月23日法律第40号)(以下「歴史まちづくり法」という。)の第1条では、「地域における固有の歴史及</p>	<p>(P1)</p> <p>計画の名称：伊賀市歴史的風致維持向上計画 主 体：三重県伊賀市 計画期間：平成28年度(2016)から平成37年度(2025)</p> <p>序章 計画策定の背景</p> <p>1. 計画策定の背景</p> <p>平成16年(2004)11月に1市3町2村が合併し人口10万人の伊賀市が誕生した。伊賀市の始まりは古く、天武天皇9年(680)に伊勢国4郡を削りて成立したとされる。中世から戦国時代には、悪党や個人と呼ばれる在地勢力が台頭し、伊賀者(=忍び)もその中で活躍していったと考えられる。近世に幕府が上野盆地中央部に城下町を作ったのが、現在の市の中心市街地で、当時の地頭を忠実に襲し城下町としての風情が残る。また、大和街道・伊賀街道が城下町中心部を、初瀬街道が市南部を通り、大名の参勤交代や伊勢参詣により人と物資が流通し経済が発展していった。明治時代の近代化で出現した鉄道・自動車や郵便が城下町を参進させることになったが、それらの形跡は市内の至る所で残され、現在も歴史的な風景とともに市民生活に顕著して息づいている。62%が雑林、14%が農地、宅地は5%に留まり、低地や台地は少なく丘陵地が多くなっている伊賀市は、このような地理的・歴史的背景から京都・奈良の文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、忍びや非難と呼ばれる松尾芭蕉、横光利一、能楽大成者の團阿弥のふもととして、また、吉田兼好ゆかりの地として広く知られ、歴史文化の薫る地域となっている。さらに、産業別就業人口は、第1次産業が7.5%、第2次産業が38.5%、第3次産業が53.1%となっており、農林業に比べてサービス業が伸張している。</p> <p>中心市街地が城下町に由来することから、旧来は商業が中心で、周辺部は農林業を中心としていたが、産業構造が変化し、少子高齢化の進行という社会構造の変化や、車社会の到来、郊外型大規模店舗の進出などで中心市街地の活気が薄れ、整然としていた城下の町並みが崩れつつある。</p> <p>市町村合併による財政規模縮小の中でも、豊富な歴史資産を活用した観光立市を目指すなど、市ではその方向性を構築している。忍びや松尾芭蕉を観光の目玉に置くが、それら観光資源のある上野公園(上野球場)を中心とする日帰り観光が中心で、旧城下としての中心市街地への観光客の流入が少なく、地場産品の購買機会が十分とはいえない。また、旧城下の小売業も、郊外の大規模店舗に顧客を奪われ、さらに高齢化の波により後継者が減少して、店舗自体を閉めて廃業する店舗も増えた。中心市街地の衰退は、城下町の歴史的资源となっている上野天神祭の継承・存続にも、後継者不足という点で少なからず影響を与えているといえる。</p> <p>「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年5月23日法律第40号)(以下「歴史まちづくり法」という。)の第1条では、「地域における固有の歴史及</p>